

おくがい

屋外広告物は許可が必要です

まちの中には、さまざまな情報を提供してくれる「屋外広告物（※）」がたくさんあります。

これら屋外広告物を表示するためには、多くの場合許可を受けることが必要です。まちの良好な景観を作り出すために、屋外広告物の表示を行うときは必要な許可を受けましょう。

（※）屋外広告物とは、屋外で常時または一定の期間継続して公衆に表示される広告物のことで、はり紙、はり札、立看板、広告塔、広告板、建物その他の工作物などに掲出されたものなどを指します。

●屋外広告物については、「まちの良好な景観の形成」と「公衆に対する危害の防止」の面から、許可にあたって設置場所や大きさなどを規制しています。

【主な規制の例】

(1)店舗などの敷地内に、店名、取扱商品名などを表示する場合（自家広告物）

- ・建物の壁面に表示する広告物の面積は、その壁面の5分の1以下に限られます。
- ・一部の地域では、表示面積の合計に上限があります。（例…郊外の道路沿道 など）

(2)店舗などから離れた位置に表示する場合や、他人に看板やその敷地を貸す場合

- ・街路樹、電柱、歩道橋、道路標識などには、広告物を設置できません。（禁止物件）
- ・一部の地域では、広告物の設置が禁止されています。（禁止地域）
（例…鉄道の沿線、郊外の道路沿道、信号機の付近 など）

●県内の屋外広告物の設置工事施工は県に登録している業者でなければできません。屋外広告物の新規設置や改造を依頼する際に、登録業者であることを確認しましょう。

●許可には有効期間（最長3年）があります。いったん許可を受けた広告物でも、有効期間の経過後に引き続き設置するためには、有効期間更新の手続きが必要です。有効期間が切れた屋外広告物は、違反広告物として除却命令の対象になりますのでご注意ください。

●許可手続や許可基準の詳しい内容など、屋外広告物についてのご相談は、都市計画課へ。

9月は茨城県の屋外広告物美化強調月間です

◆問い合わせ先

谷和原庁舎都市計画課
☎ 58-2111（内線8161）

～平成20年版 茨城県民手帳申込案内～

茨城県民手帳を購入希望の方は、次の申込書またはお電話で伊奈庁舎企画政策課までお申し込みください。

下記申込書をそのまま切り取るか、もしくはお手数ですがコピーをしてお使いください。

- 県民手帳ポケット版（7cm×12cm） …… 300円
- 県民手帳標準版（8.2cm×13.9cm） …… 400円
- 県民手帳デスク版（14.9cm×21cm） …… 900円
- 各種統計書については、お問い合わせください。

申込期限
10月3日(水)

平成20年版 茨城県民手帳申込書

ポケット版	冊	【住 所】 つくばみらい市
標準版	冊	【氏 名】
デスク版	冊	【連絡先】 ☎

【受取場所】 伊奈庁舎企画政策課 ・ 谷和原庁舎会計課
※希望する受取場所に○をつけてください。

※手帳は12月上旬（詳細は広報などでお知らせします。）から、市役所各庁舎で代金引換による受け取りとなります。

◆申し込み・問い合わせ先

伊奈庁舎企画政策課
☎ 58-2111（内線1241）